

| | | |
|--------|--|------------|
| 陳情第70号 | 受理年月日 | 平成26年9月24日 |
| 付託委員会 | 保健病院委員会 | |
| 陳情者 | 八幡東区春の町四丁目2-22 北九州市生活と健康を守る会協議会 他2団体 代表者 吉田 文弘 | |
| 件名 | 2015年4月の生活保護基準引き下げ中止を求める意見書提出について | |
| 要旨 | <p>昨年、国は、デフレで物価が下がっている、低所得層の消費支出よりも保護基準が上回っている、などの理由で、生活保護基準を平均10%引き下げることとし、昨年8月から3回に分けて強行している。</p> <p>過去のデフレで値下がりしたものは低所得者の暮らしにかかわりの薄い大型家電や家具、教養娯楽費などであり、日々の暮らしに欠かせない食料品や水道光熱費・被服費などは、むしろ値上がりしている。また、アベノミクスのインフレ誘導政策や消費増税の影響は、低所得層の暮らしに、より大きな負担となっている。</p> <p>とりわけ、今回の引き下げでは、多人数世帯と母子世帯での引き下げ幅が大きく、子育て世帯からは深刻な不安の声が上がっている。</p> <p>既にこの間、2回の引き下げが実施され、これでは暮らしていけないと、多くの受給者が、かつてない規模で引き下げ反対の異議申し立てに立ち上がっている。</p> <p>生活保護基準は、生活保護を受給する人の、生活の基準額であるだけでなく、国民の健康で文化的な生活の最低ラインである。生活保護基準の引き下げは、最低賃金や年金、各種の福祉施策の適用基準にも連動し、多くの高齢者、低所得者等に大きな不安と困難を及ぼしており、これ以上の引き下げは、生活保護受給者や低所得者の生活レベルをさらに切り下げ、生活困難をより深刻にするものであり、国家による弱者いじめとすべきものである。</p> <p>このような施策は、多くの低所得層の収入減少・負担増を招き、更なる地域経済の悪化を招き、市民生活全体にも大きなマイナスとなる。</p> | |

(続 く)

については、国に対し、次のとおり意見書を提出していただきたい。

記

1 2015年4月に予定されている第3回目の生活保護基準の引き下げを中止すること。

2 これまでの2回の引き下げを破棄し、復元すること。